

【石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業の流れ】

	石巻市	包括支援センター等	事業者	利用者(被保険者)
a	事業者と契約		市と契約	
b	従事者研修開催		従事者研修受講	
1				市又は地域包括支援センターへ相談
2	地域包括支援センターへ情報提供			
3		利用者の状態確認		
4		サービス提供連絡票により事業者と事前協議		
5			サービス提供の可否を判断(地域、人員等)	
6		介護予防ケアプラン(案)作成		
7		サービス提供条件の概要決定(内容、日時等)		
8		事業者へ条件提示(既存様式使用可)		
9			介護予防ケアプランに基づき従事者を選定	
10		利用者宅での状況聴取・状況把握		
11		利用者へサービス内容・条件を説明(禁止事項等を含む)		
12		サービス内容・条件の調整		
13		サービス内容・条件の決定		
14		(国保連請求)	利用者と事業者間で契約書取り交わし	
15			サービス開始	
16			記録票に必要事項を記入	
17				記録票に確認印を押印
18				事業者へ自己負担分の支払い
19			利用者自己負担分を受領(領収証発行)	
20			市へ事業実績報告書を提出(記録票添付)	
21	事業実績報告書に基づき履行確認			
22			市へ請求書を提出	
23	事業者へ委託料の支払い			